

令和7年度中小事業者のBCP策定支援業務委託 業務仕様書

1 目的

この業務は、三重県の中小企業・小規模企業における事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための防災・減災対策を促進するために、中小企業・小規模企業を対象に、BCP（事業継続計画）等の重要性を理解すると共に、その実効性を高めるノウハウを習得することで、顧客からの信用維持及び災害対応力の向上、そしてさらなる企業価値の維持・向上につながることを目的とします。

2 業務内容

令和7年度中小事業者のBCP策定支援業務委託

3 履行期間

契約日から令和8年2月13日（金）まで

4 業務概要

（1）業務内容

ア 講座の実施

次の①、②の講座を実施すること。

①自然災害時被害シミュレーション講座の実施

自然災害時における自社の被害について想定することで、BCP等の策定の必要性・重要性について、気づきを得ることができる講座とすること。

自然災害時における自社の被害を想定できるよう具体的な手法を伝えること。

②自然災害を想定したBCP等活用訓練講座の実施

BCP等を活用した訓練の必要性・重要性、ポイント及び具体的な手法を伝えることでBCP等の実効性を高めるノウハウを習得できる講座とすること。

受講者が自社において、BCP等を活用した訓練が実施できるよう、訓練のノウハウを伝えること。

BCP等を作成していない中小企業・小規模企業においても、講座の理解が進むよう、工夫すること。

開催にあたっては以下の仕様を満たすこと。

a 講師の選任

①、②ともに実施できる能力を有する人を講師として選任すること。

b 講座への参加者確保のこと

各講座 30 名の受講者の確保を目標とすること。

c 開催回数・時期

「ア①及び②」を各 1 回開催すること。同日に開催することも可とする。

時期については 12 月までに実施することとし、県と協議して決定すること。

d 開催時間

①、②ともに 2 時間程度とすること。

e 開催方法

対面により開催すること。

f 開催場所

津駅周辺で定員 30 名程度の適当な施設を提案し、県と協議して決定すること。

g 対象者

三重県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業など

また、各企業等からの参加者数は、原則 1 名とする。なお、定員に余裕がある場合は、2 名まで可とする。

イ アンケートを実施すること

参加者を対象にアンケートを実施することとし、設問には講座の満足度に加えて、BCPの作成意欲や作成するうえでの課題等に関する設問も盛り込むこと。

ウ 広報を実施すること

講座への参加者を募集する広報に係るチラシを 3,000 枚程度、作成すること。また、作成したチラシを県が指定する県内の商工会・商工会議所等や受託者の提案先に送付すること（送付先については別添 1 のとおり）。さらに、ウェブサイトや SNS 等を活用して、講座への参加者を募集すること。なお、広報に係る一切の業務を行うとともに、必要な費用は見積に含めること。

エ その他

講座の開催に係る会場設営、受付、全体進行、配布資料・進行資料の作成、アンケートの作成・回収・集計等、開催に係る一切の業務を行うこと。

(2) 委託業務実績報告書の提出

委託業務終了後、以下に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出すること。

ア 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、電子データ（Word または Excel）と紙（A 4 両面）1 部を提出するものとする。

a 「(1) 業務内容」の実施内容

b 上記の他、三重県が指示したもの

イ 提出期限

提出期限は、履行期限である令和 8 年 2 月 13 日（金）までとする。

ウ 提出場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、受託者からの請求に基づき、行うものとする。なお、本業務を実施するにあたり、県が必要と認める場合は、真に必要な金額について、前金払いをすることができるものとする。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴

力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、三重県個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

(4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。

(6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

(7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

9 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課中小企業・サービス産業振興班

Tel : 059-224-2534 FAX : 059-224-2078 E-mail : chusho@pref.mie.lg.jp

担当 : 伊藤、松本、吉川